

公益社団法人日本カーリング協会 職員旅費支給規定

第1条 公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）の職員（以下「職員」という）が職務のため旅行した場合は、この規定により旅費を支給する。

2 囑託の旅費については、この規定の参酌し、会長が定める。

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額を支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務上の必要又は天災地変等やむを得ない事情による場合には、その現状によった経路方法により計算する。

第4条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、用務の必要又は天災地変等やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては、400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にはあっては500キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることはできない。

2 前項のただし書きの規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第5条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃による。

普通車輦料金及び急行並びに座席指定料金を支給する。

2 普通急行列車を運行する路線による旅行で、片道50キロメートル以上の場合には普通急行料金を支給する。

3 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で、片道100キロメートル以上の場合に支給する。

4 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上の場合には、特別急行料金を支給する。

第6条 特に急行料金又は特別急行列車に乗車する必要がある場合には、キロ数にかかわらず、その乗車に要する料金を支給することができる。

第7条 特に緊急を要する用務のための旅行に限り、航空機による旅行を命ずることができる。

2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

第8条 船賃の額は、鉄道賃の例による。

第9条 日当及び宿泊料の額は別表国内旅行の旅費による。

2 外国旅行の旅費については、財団法人日本体育協会職員旅費規定を参考に支給する。

第10条 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、宿泊を要した場合を除き定額の2分の1に相当する。

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

第11条 年度により旅費を区分計算する必要がある場合において、その区分が判明しない時は、最近の到着地に着いた日をもってその旅程を区分して計算する。

第12条 新たに職員を採用するため旅行を命じた者には、職員相当の旅費を支給することができる。

第13条 旅行中退職又は解雇となった者には、旧任地に至る前職相当の旅費を支給する。

第14条 この規定の旅行について必要な事項は、別に定める。

附則

(1)本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(2)平成12年6月24日制定

別表

国内旅行の旅費

日 当 (1日につき)	宿 泊 費 (1夜につき)	備 考
2, 5 0 0 円	1 3, 0 0 0 円	

海外旅行の旅費については、財団法人日本体育協会職員旅費規定・海外旅行の部（添付）を参考とする